

鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領

鳥取空港の利用を促進する懇話会
米子空港利用促進懇話会

1 主旨・目的

この要領は、県内航空便の利用促進を図るため、鳥取県が進める重点施策に関連して県内空港に就航する国内便を利用した旅行を実施する者に対して、鳥取空港の利用を促進する懇話会及び米子空港利用促進懇話会（以下「懇話会」という。）が予算の範囲内で経費の一部を支援する事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 支援区分及び支援対象者

事業で支援する支援区分及び支援対象者は以下のとおりとする。

(ア) 移住定住促進エアサポート

鳥取県内への移住を検討している県外在住者

(イ) 企業活動等エアサポート

鳥取県内または各就航先での活動等を検討している企業、団体等の職員及び鳥取県内単身赴任者の県外在住家族

(ウ) 介護・障がい者等エアサポート

鳥取県内の親族の介護を行う県外在住者及び鳥取県内在住の障がい者

(エ) 子育て王国とっとりキッズエアサポート

大人同伴で搭乗する12歳未満児及び65歳以上の同伴者

(オ) 但馬版キッズエアサポート（鳥取砂丘コナン空港利用のみ）

大人同伴で搭乗する12歳未満児

(2) 支援の条件

(ア) 支援対象者の条件

支援の対象となる者は前項（1）のうち別表1の（第2欄）の条件をすべて満たす者とする。ただし、同一航空便の利用において、次の支援を受けた者を除く。

ア 鳥取県、鳥取県内市町村又は公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「県等」という。）が実施する都市部発着のとっとり暮らし体験ツアー等への参加

イ 県等が実施する現地集合の体験・交流イベントへの参加（別に県が旅費を負担する場合）

ウ 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構が所管するふるさと鳥取企業見学会参加助成金の活用

エ 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構が所管するIJUターン者等移転費用助成金の活用

(イ) 支援対象旅行

支援の対象となる旅行は、次の通りとする。

① 県内空港発着国内便を利用したものであること。

② 旅行期間が、平成29年4月14日から平成30年3月31日までであること。

(ウ) 支援対象経費

支援の対象となる経費は次のとおりとし、別表1の（第3欄）に定める率を乗じて得た額を上限として支援を行う。

① 対象旅行において使用した県内空港発着国内便の実際に支払われた航空運賃（有償搭乗1往復分）とする。

② 特割、旅割等航空会社が設定する各種割引運賃を利用して旅行する場合は、その航空運賃を基準とする。

③ 旅行会社等が販売している航空券及び宿泊がセットになった旅行商品、ツアー商品等を利用した搭乗も支援の対象とする。この場合、セット料金から8千円/泊を差し引いた額を

支援対象となる往復航空運賃額として算定するものとする。ただし、その額は、当該利用期間において適用となる片道分の普通運賃（施設旅客使用料を含む）を上限とする。

(エ) 利用制限

支援の利用回数及び人数については、別表1の（第4欄）を上限とする。

3 支援対象搭乗の事前認定

- (1) 支援を受けようとする者は、**対象となる航空便の予約した又は予約可能な状態となったのち**、対象搭乗日の7日前までに様式第1号により懇話会に対し、認定申請を行わなければならない。旅行期間ごとの支援人数と認定申請締切日は、別表2のとおりとし、認定件数に達したものをから順次募集終了とする。なお、子育て王国とっとりキッズエアサポート及び**但馬版キッズエアサポート**の認定申請に関しては、同行する大人が申請を行うこととする。また、企業活動エアサポートの認定申請に関しては、代表者がまとめて申請することを可とする。
- (2) 前項の認定申請に際しては、別表1の（第5欄）で定める必要な書類を添付することとする。
- (3) 懇話会は、申請があった場合は、原則として認定申請書を受理した日から14日以内に様式第2号により認定の決定及び不決定を行うものとする。
- (4) 認定申請において、申請書及び添付が必要な書類に不備がある場合は、申請を受理しない。また、申請日以前の搭乗に関する搭乗については認定の対象としない。
- (5) 支援を受けようとする者が、認定を受けた後に支援対象旅行の内容を変更又は中止する場合は、速やかに様式第3号により懇話会へ通知しなければならない。
- (6) 支援を受けようとする者は、懇話会が事業で支援した事例として、認定申請、次項の請求書並びに添付書類等に記載の内容について、個人が特定されない範囲で懇話会及び県等において公開されることに同意の上、申請するものとする。
- (7) 移住定住促進エアサポートに係る支援を受けようとする者は、認定申請、次項の請求書並びに添付書類等に記載の内容について、懇話会又は県が公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構に提供され、同法人によるメールマガジンやダイレクトメールの送付等に活用されることに同意の上、申請するものとする。

4 支援金の請求・交付手続

- (1) 支援の認定の決定を受けた者は、支援対象旅行を終了した日から15日以内**又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに**、様式第4号に必要事項を記載の上、別表1の（第6欄）で定める当該旅行に係わる支出内容（金額、発着空港名等）がわかる領収書、使用済み搭乗券等を添えて懇話会（事務局：鳥取県**観光交流局観光戦略課**内）に交付申請及び支援金の請求を行うものとする。
- (2) 懇話会は、請求書の内容が適正であると判断した場合、原則として認定申請書を受理した日から**14日以内に様式第5号により支給額を通知し、通知の日から30日以内に**、請求額の支払を行うものとする。
- (3) 懇話会は、認定済みの支援対象旅行に対し予算の範囲内で支援するものとする。年度途中で支援を終了する場合は、事前に懇話会または鳥取県**観光交流局観光戦略課**が運営するホームページ等で告知するものとする。

5 その他

この要領に定めのない事項については、懇話会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月25日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年3月13日から施行する。

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

別表1

鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領

2017.4.3現在

支援区分	移住定住促進 エアサポート	企業活動等 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
1 対象者	鳥取県内への移住を検討している県外在住者	鳥取県内または、各就航先での活動等を検討している企業、団体等の職員	鳥取県内の親族の介護を行う県外在住者及び鳥取県内の障がい者	大人同伴で搭乗する12歳未満児及び65歳以上の同伴者	大人同伴で搭乗する12歳未満児(鳥取砂丘コナン空港のみ)
2 対象者の条件	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県への移住を考え、次のいずれかの方法により鳥取県の暮らしを体験するために来県する者。 ア 鳥取県内のお試し住宅を利用し鳥取県、鳥取県内市町村、公益財団法人ふさと鳥取県定住機構又はこれらが取組を支援する民間団体等が実施する移住体験ツアー、婚活イベントなどに参加 ウ 鳥取県又は公益財団法人ふさと鳥取県定住機構の移住相談窓口等で過去に移住相談(または鳥取県が発行する「とっとり移住応援メンバーズカード」を保有)しており、具体的な移住手続き等のために来県 ・首都圏、関西圏等からの就職を希望する者の内、面接等就職活動のために来県する者 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内または各就航先で開催する以下の会議等(対象となる会議等は、当日県内航空路線を利用する5名以上の参加者が予定されるものとする)の事前調整のために航空便を使って搭乗する者。 ア 企業研修会 イ 企業視察会 ウ 修学旅行 エ 交流団派遣 ※申請者は対象者以外に会議等の主催団体及び対象者が所属する企業等団体も可とする。 鳥取県内への移住促進、誘客や送客を目的に雑誌やメディア等県外での情報発信に向けた取材のために来県する者。 鳥取県内で単身赴任する者の県外在住家族 	<ul style="list-style-type: none"> 航空会社の介護割引適用者(介護割引情報登録済み会員) 鳥取県内の親族介護のため介護割引運賃を利用して来県する者 鳥取県内に在在の障害者手帳所持者 航空会社の身体障害者割引または身体障害者割引運賃適用者は、同割引運賃で搭乗することとする 	<ul style="list-style-type: none"> 小児運賃にて搭乗する子ども 1名以上の大人同伴で搭乗する子ども 子供の健全な育成のため、鳥取県内では体験できない体験をするために飛行機を利用して搭乗する子ども(例示) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う 等 県外在住の小児運賃にて搭乗する子どもについては、鳥取県内の宿泊施設にて1泊以上することを条件とし、往復運賃の1/2を助成する また、65歳以上の方が同伴で搭乗する場合は、往復運賃の1/2を助成する 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県但馬地域(豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町)在住で、小児運賃にて搭乗する子ども 1名以上の大人同伴で搭乗する子ども 子供の健全な育成のため、地元では体験できない体験をするために飛行機を利用して搭乗する子ども(例示) ア ピアノの練習意欲向上のため、本格的なクラシック演奏会を聞かせる イ 興味を持っている分野の工場見学を行う 等
3 支援率	1/2	1/2	1/2	10/10 (県外の子ども、65歳以上の同伴者は1/2)	定額 上限額:往復利用1万円/片道利用5千円
4 利用制限	年3回(往復)/人	年延3人(往復)/企業・団体 年1回(往復)/人	年1回(往復)/人	年2回(往復)/人 ※ただし、4~12月:1回(往復)、1~3月:1回(往復) 子ども及び65歳以上各1名分/1申請 同一家族の旅行は1申請とする	年1回(往復)/人 ※同一家族の旅行は1申請とする
5 認定申請に必要な書類 (添付書類等)	<ul style="list-style-type: none"> ①来県時の計画表(様式自由)又は ②就職説明会、面接等への参加がわかる書類(コピー可) ③過去に移住相談をしたことがある方はその相談記録 ※「とっとり移住応援メンバーズカード」保有の場合は事前の申請書類不要 (パスポート番号を上記に記載のみで可) 	<ul style="list-style-type: none"> ①開催予定の会議、視察会等のチラシ、パンフレット、開催案内等 ②参加者が会議主催者の関係者であることがわかる書類 ※申請者が対象者と異なる場合 ③申請者と対象者との関係性がわかる書類 ④県外在住家族については、家族が鳥取県内で単身赴任であることがわかる書類(所属企業の証明等が望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ①航空会社の介護割引適用者(介護割引情報登録済み会員)であることがわかる書類 ②搭乗時点で有効な障害者手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ①旅行計画表(様式自由・滞在中の主な訪問先がわかる内容のもの) ②65歳以上の方が助成を受ける場合は、65歳以上であることを証明する書類(免許証・保険証等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①旅行計画表(様式自由・滞在中の主な訪問先がわかる内容のもの)
6 請求に必要な書類 (添付書類等)	<ul style="list-style-type: none"> ①使用済みの搭乗券(コピー可) ②領収書の写し等 ③実施レポート(様式別添) (該当者のみ) ④就職説明会、面接等への参加がわかる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①使用済みの搭乗券(コピー可) ②領収書の写し等 (該当者のみ) ③開催した会議、団体視察の内容等がわかる書類 ④取材による情報発信にかかる成果物又はそれに類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ①使用済みの搭乗券(コピー可) ※介護割引運賃または身体障害者割引運賃適用のもの ②領収書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> ①使用済みの搭乗券(コピー可) ※同便で同行した大人の搭乗券も必要です。 ②領収書の写し等 ③実施レポート(様式別添) 	

※参考:使用済み搭乗券がお手元ない場合は、全日空のホームページの「領収書・搭乗証明書検索」から搭乗証明書が入手できます。

別表2

鳥取県国内便エアポート支援人数及び認定申請の目安
(H29版)

単位:人分

区分		全体	
		認定数 (目安)	期間設定
1	移住定住	120	期間の定めなし
2	企業活動	10	期間の定めなし
3	介護・障がい	20	期間の定めなし
4	キッズ	285	4月～6月:各15件 7月～8月:各55件 9月～10月:各25件 11月～12月:各10件 1月～3月:各20件
5	但馬版	100	期間の定めなし

(注意)

- ・支援人数は各区分、旅行期間毎の支援人数の目安であり、実績金額に応じて多少変動します。
- ・各区分により、予算の範囲で認定申請の順に支援を審査、決定します。
- ・認定状況により該当する区分の募集が事前に終了する場合があります。

(様式第1号)

平成 年 月 日

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 } 様
米子空港利用促進懇話会会長 }

申請者 郵便番号
住所
氏名 (印不要)
電話番号

※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください。

鳥取県内国内便エアサポート支援事業認定申請書

下記のとおり、鳥取県内国内便を利用に際して懇話会からの支援認定を受けたいので、平成25年10月25日制定「鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領」第3(1)の規定により申請します。

なお、支援認定に際し手続き関係書類記載の内容に関し、支援事例として懇話会及び県等において個人が特定されない範囲で公開、活用されること(移住定住促進エアサポートについては、支援認定に際し手続き関係書類等に記載の内容に関し、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構に提供され、同法人によるメールマガジンやダイレクトメールの送付等に活用されること)に同意の上、申請します。

記

1 支援区分 ※該当項目に○

- (1) 移住定住促進エアサポート () ⇒ 「とっとり移住応援メンバーズカード」番号(所有者のみ) ()
- (2) 企業活動等エアサポート () ⇒ 利用する目的 (会議等 ・ 取材来県 ・ 単身赴任)
- (3) 介護・身体障害者等エアサポート () ※介護割引料金・身体障害者割引料金適用が条件
- (4) 子育て王国とっとりキッズエアサポート () ※小児運賃適用が条件
- (5) 但馬版キッズエアサポート ()

(注意事項) 旅行会社等が販売する航空券及び宿泊がセットになった旅行商品等を利用する場合は、旅行商品の料金から宿泊費相当(8千円/泊)を差し引いた額を支援対象となる往復航空運賃額として算定します。

ただし、その額は、利用される期間において支援対象者が適用される片道分の普通運賃(施設旅客使用料を含む)を上限とします。(詳細は、実施要領第2(2)(ウ)③を参照)

2 利用者(往路と復路で利用者が異なる場合は、利用する全ての利用者を記載)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
(同乗者) 氏名 (申請者との続柄: /65歳以上の場合 歳)

※同乗者の欄は、同乗者が申請者以外の場合及びキッズエアサポートで65歳以上の方が助成を受ける場合のみ記載

3 利用航空便 ※該当空港名に○

(1) 往路	(2) 復路
搭乗日:平成 年 月 日 ()	搭乗日:平成 年 月 日 ()
出発空港(鳥取・米子・羽田)便名(便)	出発空港(鳥取・米子・羽田)便名(便)

【認定申請に必要な書類(添付書類等)】

移住定住促進 エアサポート	企業活動等 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
① 来県時の計画表(様式自由) 又は ② 就職説明会、面接等への参加がわかる書類(コピー可) ③ 過去に移住相談をしたことがある方はその相談記録 ※「とっとり移住応援メンバーズカード」保有の場合は事前の申請書類不要 (パスポート番号を上記に記載のみで可)	① 開催予定の会議、視察等のチラシ、開催案内等 ② 参加者が会議主催者の関係者であることがわかる書類 ※申請者が対象者と異なる場合 ③ 申請者と対象者との関係性がわかる書類 ※県外在住家族の場合 ④ 家族が鳥取県内で単身赴任であることがわかる書類(所属企業の証明等が望ましい)	① 航空会社の介護割引適用者(介護割引情報登録済み会員)であることがわかる書類 ② 搭乗時点で有効な障害者手帳の写し	① 旅行計画表 (様式自由・滞在中の主な訪問先がわかる内容のもの) ② 65歳以上の方が助成を受ける場合は、65歳以上であることを証明する書類(免許証・保険証等)	① 旅行計画表 (様式自由・滞在中の主な訪問先がわかる内容のもの)

申請者

氏名

様

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長
(または米子空港利用促進懇話会会長)
(公印省略)

鳥取県内国内便エアサポート支援事業の認定について (通知)

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおり支援認定しました(不認定としました)ので、平成25年10月25日制定「鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領」第3(3)の規定により通知します。

なお、航空便利用後の請求書(報告書)を含め、手続き関係書類記載の内容に関し支援事例として懇話会及び県等において個人が特定されない範囲で公開、活用させていただきます(移住定住促進エアサポートについては、手続き関係書類記載の内容に関し、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構に提供し、同法人によるメールマガジンやダイレクトメールの送付等に活用させていただきます)のでよろしくお願ひします。

記

1 支援区分

エアサポート

2 利用者(往路と復路で利用者が異なる場合は、利用する全ての利用者を記載)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
(同乗者) 氏名 (申請者との続柄: /65歳以上の場合 歳)

※同乗者の欄は、同乗者が申請者以外の場合及びキッズエアサポートで65歳以上の方が助成を受ける場合のみ記載

3 利用航空便 ※該当空港名に○

(1) 往 路	(2) 復 路
搭乗日:平成 年 月 日 ()	搭乗日:平成 年 月 日 ()
出発空港(鳥取・米子・羽田)便名(便)	出発空港(鳥取・米子・羽田)便名(便)

認定内容

※支援対象旅行実施後は、要領第4(1)に基づき様式第4号に要領別表で定める認定に必要な書類を添付の上、15日以内に懇話会に請求を行うこと。(添付書類は下記参照)

移住定住促進 エアサポート	企業活動等 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
①使用済みの搭乗券 (コピー可) ②領収書の写し等 ③実施レポート(様式別添) (該当者のみ) ④就職説明会、面接等への参加がわかる書類	①使用済みの搭乗券 (コピー可) ②領収書の写し等 (該当者のみ) ③開催した会議、団体視察の内容等がわかる書類 ④取材による成果物等	①使用済みの搭乗券 (コピー可) ※介護割引運賃または身体障害者割引運賃適用のもの ②領収書の写し等	①使用済みの搭乗券 (コピー可) ※回便で同行した大人の搭乗券も必要です。 ②領収書の写し等 ③実施レポート(様式別添)	

※参考:使用済み搭乗券がお手元がない場合は、全日空のホームページの「領収書・搭乗証明書検索」から搭乗証明書が入手できます。

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 }
 米子空港利用促進懇話会会長 } 様

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号
 ※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください

鳥取県内国内便エアサポート支援事業の変更（中止）について（通知）

平成 年 月 日付第 号で認定された鳥取県内国内便エアサポート支援事業については、下記のとおり変更（中止）しますので、平成25年10月25日制定「鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領」第3（5）の規定により通知します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

(1) 中止

(2) 一部変更（※変更となった部分のみ記載すること）

(ア) 往 路

搭乗日 平成 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (鳥取・米子・羽田)
⇒ 到着空港 (鳥取・米子・羽田) (便)

利用者 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 同乗者 氏名 _____ (申請者との続柄:) ※1(4)該当の場合

(イ) 復 路

搭乗日 平成 年 月 日 ()

利用便 出発空港 (鳥取・米子・羽田)
⇒ 到着空港 (鳥取・米子・羽田) (便)

利用者 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 氏名 _____ (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)
 同乗者 氏名 _____ (申請者との続柄:) ※1(4)該当の場合

[記入注意]

(1) 必要または参考となる資料があれば添付すること。

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長 } 様
米子空港利用促進懇話会会長 }

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 (印)
電話番号
※携帯電話など日中ご連絡可能な電話番号をご記載ください

鳥取県内国内便エアサポート支援事業交付申請書兼請求書

平成 年 月 日付第 号により認定された鳥取県内国内便エアサポート支援事業については、下記のとおり県内航空便を利用しましたので、平成25年10月25日制定「鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領」第4(1)の規定により支援金の交付を申請します。

記

1 支援区分 (該当する区分に○)
(移住定住 ・ 企業活動 ・ 介護等 ・ キッズ ・ 但馬版)

2 利用者 (往路と復路で利用者が異なる場合は、利用する全ての利用者を記載)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)

氏名 (申請者との続柄:) (小児年齢 歳)

(同乗者) 氏名 (申請者との続柄: /65歳以上の場合 歳)

※同乗者の欄は、同乗者が申請者以外の場合及びキッズエアサポートで65歳以上の方が助成を受ける場合のみ記載

3 利用航空便 ※該当空港名に○

(1) 往 路	(2) 復 路
搭乗日:平成 年 月 日 ()	搭乗日:平成 年 月 日 ()
出発空港 (鳥取・米子・羽田) 便名 (便)	出発空港 (鳥取・米子・羽田) 便名 (便)

4 交付申請額 円

※交付申請額は、要領で定める支援対象経費の1/2の額 (キッズは10/10、但馬版は上限1万円)

(注) 旅行会社等が販売する航空券及び宿泊がセットになった旅行商品等を利用する場合は、旅行商品の料金から宿泊費相当 (8千円/泊) を差し引いた額を支援対象となる往復航空運賃額として算定します。ただし、その額は、利用される期間において支援対象者が適用される片道分の普通運賃 (旅券旅客使用料を含む) を上限とします。 (詳細は、実施要領第2(ウ)③を参照)

5 支援金の振込先 (※ゆうちょ銀行を選択する場合は、必ず支店名 (漢数字3桁) も記入ください)

金融機関名 銀行・信用金庫・組合

(ゆうちょ銀行の場合 通帳記号 通帳番号)

支店名 支店・支所・出張所

預金種目 1. 普通・総合 2. 当座 口座番号 (7桁)

口座名義人 (フリガナ:)

【必要書類】

移住定住促進 エアサポート	企業活動等 エアサポート	介護・障がい者等 エアサポート	子育て王国とっとり キッズエアサポート	但馬版 キッズエアサポート
①使用済みの搭乗券 (コピー可)	①使用済みの搭乗券 (コピー可)	①使用済みの搭乗券 (コピー可)	①使用済みの搭乗券 (コピー可)	①使用済みの搭乗券 (コピー可)
②領収書の写し等	②領収書の写し等	※介護割引運賃または身体障害者割引運賃適用のもの	※回便で同行した大人の搭乗券も必要です。	②領収書の写し等
③実施レポート (様式別添)	(該当者のみ)	②領収書の写し等	③実施レポート (様式別添)	
(該当者のみ)	③開催した会議、団体視察の内容等がわかる書類			
④就職説明会、面接等への参加がわかる書類	④取材による成果物等			

※参考: 使用済み搭乗券がお手元がない場合は、全日空のホームページの「領収書・搭乗証明書検索」から搭乗証明書が入手できます。

申請者
氏 名 様

鳥取空港の利用を促進する懇話会会長
（または米子空港利用促進懇話会会長）
（公 印 省 略）

鳥取県内国内便エアサポート支援事業の交付決定及び交付額確定通知書（通知）

平成 年 月 日付けで交付申請のあったこのことについては、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、平成25年10月25日制定「鳥取県内国内便エアサポート支援事業実施要領」第4（2）の規定に基づき通知します。

記

- 1 支援区分
_____エアサポート
- 2 交付決定額等 金 _____ 円
なお、本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。